

静岡県立東部看護専門学校^{（設置）}の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第29号

静岡県立東部看護専門学校^{（設置）}の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立東部看護専門学校^{（設置）}の設置、管理及び授業料等に関する条例（昭和46年静岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(設置)</p> <p>第2条 看護師を養成するため、学校を駿東郡清水町に設置する。</p> <p>(学科及び修業年限)</p> <p>第3条 学校の学科及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>修業年限</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(授業料)</p> <p>第4条 学校の学生は、次の区分による授業料を前期及び後期の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学し、又は所定の手続を経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>授業料 (年額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の不還付)</p> <p>第8条 (略)</p>	学科	修業年限	(略)		看護2学科	(略)	学科	授業料 (年額)	(略)		看護2学科	(略)	<p>(設置)</p> <p>第2条 看護師及び助産師を養成するため、学校を駿東郡清水町に設置する。</p> <p>(学科及び修業年限)</p> <p>第3条 学校の学科及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>修業年限</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr><tr><td>助産学科</td><td>1年</td></tr></tbody></table> <p>(授業料)</p> <p>第4条 学校の学生は、次の区分による授業料を前期及び後期の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学し、又は所定の手続を経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>授業料 (年額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>看護2学科</td><td>(略)</td></tr><tr><td>助産学科</td><td>172,000円</td></tr></tbody></table> <p>2～4 (略)</p> <p>(授業料等の不還付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(<u>授業料の減免等</u>)</p> <p>第9条 知事は、天災その他特別の事情により</p>	学科	修業年限	(略)		看護2学科	(略)	助産学科	1年	学科	授業料 (年額)	(略)		看護2学科	(略)	助産学科	172,000円
学科	修業年限																												
(略)																													
看護2学科	(略)																												
学科	授業料 (年額)																												
(略)																													
看護2学科	(略)																												
学科	修業年限																												
(略)																													
看護2学科	(略)																												
助産学科	1年																												
学科	授業料 (年額)																												
(略)																													
看護2学科	(略)																												
助産学科	172,000円																												

<p>(委任) 第9条 (略)</p>	<p><u>授業料の納付が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又は分割して納付させることができる。</u></p> <p>(委任) 第10条 (略)</p>
--------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第9条を第10条とし、第8条の次に1条を加える改正は、公布の日から施行する。